



宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 5 月 30 日 (月 曜 日) 第 310 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始…………… (“) 1	
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (9件) …… (農村整備課) 1	
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… (“) 5	

公安委員会規則

○地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一
部を改正する規則…………… 5

公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について…………… 5

選挙管理委員会告示

○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 6

告 示

宮崎県告示第 375号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 5 月 30 日から同年 6 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	児湯郡西米良村大字上米良字松之尾 381番13地先から同郡同村同大字同字 381番13地先まで	旧	5.6～17.0	113.7
				新	5.7～36.5	113.7

宮崎県告示第 376号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 5 月 30 日から同年 6 月 13 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
212	県道	浦城東海線	延岡市浦城町1128番2地先から同市同町1150番7地先まで	令和 4 年 5 月 30 日

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第17項の規定により、えびの市土地改良区 (えびの市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 5 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 中 親 徳	えびの市大字今西55番地 4

(任期：令和 5 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	東 藤 安 美	えびの市大字上江1924番地 3

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第17項の規定により、高岡町土地改良区 (宮崎市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	脇元敏幸	宮崎市高岡町五町 800番地 2
理事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5
理事	岩切光市	宮崎市高岡町上倉永 703番地 7
理事	山元幸男	宮崎市高岡町浦之名 342番地 9
理事	川畑 朗	宮崎市高岡町浦之名4928番地
理事	提石正男	宮崎市高岡町浦之名4907番地63
理事	鶴木栄次	宮崎市高岡町花見1126番地
理事	兼森義廣	宮崎市高岡町内山 295番地 4
理事	藺田安則	宮崎市高岡町飯田2002番地 7
理事	日高信夫	宮崎市大字富吉4588番地
理事	中原俊美	宮崎市高岡町下倉永1200番地 332
理事	門前保次郎	宮崎市高岡町小山田2652番地 1
理事	竹田幸治	宮崎市高岡町飯田1672番地 1
理事	坂元優造	宮崎市高岡町花見5501番地
理事	増田 均	宮崎市高岡町花見4580番地 6
理事	山崎悦男	宮崎市高岡町五町1987番地 7
監事	秋丸博美	宮崎市高岡町高浜 737番地
監事	有元敏男	宮崎市高岡町花見5516番地 1
監事	恒吉 強	宮崎市高岡町花見1380番地 8

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	脇元敏幸	宮崎市高岡町五町 800番地 2
理事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5
理事	岩切光市	宮崎市高岡町上倉永 703番地 7

理事	黒木辰男	宮崎市高岡町小山田2559番地
理事	西村國義	宮崎市高岡町飯田2276番地
理事	山元幸男	宮崎市高岡町浦之名 342番地 9
理事	山口紀壽	宮崎市高岡町花見5497番地 2
理事	川畑 朗	宮崎市高岡町浦之名4928番地
理事	鶴木栄次	宮崎市高岡町花見1126番地
理事	兼森義廣	宮崎市高岡町内山 295番地 4
理事	長友明利	宮崎市高岡町花見3220番地
理事	藺田安則	宮崎市高岡町飯田2002番地 7
理事	前田敏博	宮崎市高岡町内山 563番地
理事	日高信夫	宮崎市大字富吉4588番地
理事	中原俊美	宮崎市高岡町下倉永1200番地 332
理事	提石正男	宮崎市高岡町浦之名4907番地63
監事	石川幸保	宮崎市高岡町花見4180番地
監事	田代康雄	宮崎市高岡町上倉永 362番地 2
監事	秋丸博美	宮崎市高岡町高浜 737番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、鳩越土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
監事	田原千賀子	都城市高崎町繩瀬4306番地

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
監事	松崎 昇	都城市高崎町江平2688番地 4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により

、吾田土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 5 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	増 田 浩 一	日南市大字戸高 855番地

(任期：令和 6 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	谷 口 弘	日南市大字戸高 896番地

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、岡富土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 5 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	黒 田 啓 睦	延岡市日の出町 1 丁目 16 番地 7
理 事	山 口 頼 久	延岡市日の出町 1 丁目 21 番地 7
理 事	宮 井 一 好	延岡市川原崎町 1604 番地 2
理 事	浅 野 賢 治	延岡市桜園町 77 番地
理 事	梶 原 幸 司	延岡市川原崎町 350 番地 2
監 事	甲 斐 千 年	延岡市日の出町 1 丁目 5 番地 12
監 事	児 玉 昭 生	延岡市川原崎町 265 番地

(任期：令和 7 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	黒 田 啓 睦	延岡市日の出町 1 丁目 16 番地 7
理 事	山 口 頼 久	延岡市日の出町 1 丁目 21 番地 7
理 事	宮 井 一 好	延岡市川原崎町 1604 番地 2
理 事	浅 野 賢 治	延岡市桜園町 77 番地

理 事	梶 原 幸 司	延岡市川原崎町 350 番地 2
監 事	甲 斐 千 年	延岡市日の出町 1 丁目 5 番地 12

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、都南土地改良区（都農町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 5 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
監 事	黒 木 宣 好	児湯郡都農町大字川北 4683 番地 3

(任期：令和 7 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
監 事	黒 木 幸 榮	児湯郡都農町大字川北 1299 番地

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、上野地区土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 5 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	甲 斐 昭 男	西臼杵郡高千穂町大字下野 444 番地 3
理 事	戸 高 清 次	西臼杵郡高千穂町大字上野 441 番地
理 事	江 藤 誠 一	西臼杵郡高千穂町大字下野 617 番地
理 事	佐 藤 哲 士	西臼杵郡高千穂町大字上野 4726 番地
理 事	後 藤 福 雄	西臼杵郡高千穂町大字上野 1652 番地
監 事	佐 藤 金 一	西臼杵郡高千穂町大字上野 2315 番地
監 事	甲 斐 一	西臼杵郡高千穂町大字下野 405 番地

監 事	荒 内 謙 二	西臼杵郡高千穂町大字上野3811番地2
-----	---------	---------------------

(任期：令和7年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 昭 男	西臼杵郡高千穂町大字下野 444番地3
理 事	戸 高 清 次	西臼杵郡高千穂町大字上野 441番地
理 事	江 藤 誠 一	西臼杵郡高千穂町大字下野 617番地
理 事	佐 藤 哲 士	西臼杵郡高千穂町大字上野4726番地
理 事	後 藤 福 雄	西臼杵郡高千穂町大字上野1652番地
監 事	佐 藤 金 一	西臼杵郡高千穂町大字上野2315番地
監 事	甲 斐 一	西臼杵郡高千穂町大字下野 405番地
監 事	荒 内 謙 二	西臼杵郡高千穂町大字上野3811番地2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、高木古田土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年5月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 瀬 弘 雄	都城市高木町4519番地2
理 事	坂 元 和 秋	都城市高木町4245番地
理 事	松 原 照 美	都城市高木町4677番地
理 事	沼 口 文 麿	都城市高木町4748番地1
理 事	福 岡 寛 之	都城市高木町4324番地2
理 事	瀬戸山 福 敏	都城市太郎坊町6805番地2

監 事	今 村 八 郎	都城市高木町5039番地 1
監 事	里 岡 孝 彦	都城市高木町4364番地 5

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 瀬 弘 雄	都城市高木町4519番地2
理 事	宮 内 正 孝	都城市高木町4399番地
理 事	池 田 勝 吉	都城市高木町4716番地
理 事	松 元 十 一	都城市太郎坊町2117番地12
理 事	松 原 照 美	都城市高木町4677番地
理 事	坂 元 和 秋	都城市高木町4245番地
監 事	今 村 八 郎	都城市高木町5039番地 1
監 事	里 岡 孝 彦	都城市高木町4363番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、野尻原土地改良区（小林市）の役員の新就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年5月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	赤 崎 正 一	小林市野尻町三ヶ野山1683番地1
理 事	大 浦 竹 男	小林市野尻町東麓1473番地3
理 事	遠 矢 翼	小林市野尻町三ヶ野山4351番地28
理 事	田 爪 浩 幸	小林市野尻町東麓2191番地4
理 事	上久保 修	小林市野尻町三ヶ野山22番地1
理 事	相牟田 安 博	小林市野尻町三ヶ野山 303番地6
理 事	犬 童 文 男	小林市野尻町三ヶ野山3920番地3
理 事	大 角 正 廣	小林市野尻町三ヶ野山 859番地 1 24
理 事	河 野 邦 規	小林市野尻町東麓2505番地5

理 事	庭 山 邦 弘	小林市野尻町東麓1976番地
監 事	秋 廣 浩 一	小林市野尻町三ヶ野山1311番地 6
監 事	谷 山 茂 昭	小林市野尻町三ヶ野山1364番地37
監 事	東 原 安 雄	小林市野尻町三ヶ野山2165番地ロ

（任期：令和8年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	赤 崎 正 一	小林市野尻町三ヶ野山1683番地 1
理 事	大 浦 竹 男	小林市野尻町東麓1473番地 3
理 事	遠 矢 翼	小林市野尻町三ヶ野山4351番地28
理 事	田 爪 浩 幸	小林市野尻町東麓2191番地 4
理 事	上久保 修	小林市野尻町三ヶ野山22番地 1

理 事	相牟田 安 博	小林市野尻町三ヶ野山 303番地 6
理 事	犬 童 文 男	小林市野尻町三ヶ野山3920番地 3
理 事	大 角 正 廣	小林市野尻町三ヶ野山 859番地 1 24
理 事	河 野 邦 規	小林市野尻町東麓2505番地 5
理 事	庭 山 邦 弘	小林市野尻町東麓1976番地
監 事	濱 田 浩	小林市野尻町東麓1553番地 3
監 事	脇 山 幸 廣	小林市野尻町三ヶ野山 822番地 2
監 事	田 爪 隆 二	小林市野尻町三ヶ野山1716番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、野尻原土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和4年5月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公安委員会規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月30日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第13号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（令和2年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

改正前			改正後		
別表（第3条関係） 特殊勤務手当認定要件表			別表（第3条関係） 特殊勤務手当認定要件表		
作業の種類	認定要件	備考	作業の種類	認定要件	備考
[略]			[略]		
第11号の作業 警ら作業	1・2 [略]		第11号の作業 警ら作業	1・2 [略] <u>3 生活安全部地域課の職員が 、移動交番車による警ら作業 に従事した場合</u>	
	<u>3・4 [略]</u>			<u>4・5 [略]</u>	
[略]			[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第14号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

令和4年5月30日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	1級	令和4年9月6日（火）午前9時30分

業務		ら午後5時頃までの間
	2級	令和4年9月5日（月）午前9時30分から午後5時頃までの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

3 定員

各30人（受付先着順とする。）

4 受検資格

(1) 1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

令和4年6月20日（月）から7月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 交通誘導警備業務に係る2級検定合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に係る2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であること

を証する書面（1級の検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。）

カ 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書（1級の検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びひも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽等も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 公示後、社会情勢の変化により、検定実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第25号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (令和4年1月20日現在)			市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (令和4年5月30日現在)		
施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人数	施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人数
[略]			[略]		
宮崎市立那珂地区公 民館	[略]	250	宮崎市立那珂地区公 民館	[略]	100
[略]			[略]		
下塚集会所	[略]		北浦町下塚集会所	[略]	
[略]			[略]		
日南市国際交流セン ター小村記念館	[略]		日南市小村寿太郎記 念館	[略]	
[略]			[略]		
荒踊の館	[略]		五ヶ瀬町荒踊の館	[略]	
[略]			[略]		
室野生活改善センタ 二	五ヶ瀬町大字三ヶ所 10392番 地	[略]	室野集会センター	五ヶ瀬町大字三ヶ所 10394番 地7	[略]
[略]			[略]		
下組生活改善センタ 一	五ヶ瀬町大字桑野内1543番地	[略]	下組生活改善センタ 一	五ヶ瀬町大字桑野内1537番地 3	[略]
[略]			[略]		

--	--